

鴻 介 第 1 0 7 号
令和 2 年 4 月 1 5 日

市内居宅介護支援事業所
鴻巣地域包括支援センター 御中

鴻巣市健康福祉部介護保険課長

新型コロナウイルス感染症拡大に伴うモニタリング等の取扱いについて

現在市内及び県内において、新型コロナウイルス感染症の拡大が確認されており、新型コロナウイルス感染症に係る対応として、一時的に介護サービス事業所の人員基準等を満たせなくなることが想定されます。この場合の介護報酬、人員基準等について、当面の間、下記の取扱いとします。

また、介護保険事業者向けの新型コロナウイルス感染症関連の最新情報は鴻巣市ホームページに随時掲載いたしますので、確認をお願いします。

記

1. 被保険者の居宅へ訪問して行われるモニタリング等について

被保険者に係る居宅介護（予防）支援のモニタリング等、定期的に行われるものについて、新型コロナウイルス感染症の拡大は「特段の事情」にあたり、さらなる感染症拡大を予防するため電話等で代替することはやむを得ないと判断します。電話等で代替した場合でも、介護報酬の減算等の対象とはなりません。代替手段にてモニタリング等を行った際には、その理由および内容を記録に残してください。

なお、サービスの利用開始にあたって行う初回のアセスメントについては、利用者本人に面会しないと把握できない事項が多いことを鑑み、訪問等により面会するものとします。

【問合せ先】

介護保険課事業者担当

電話 048 - 541 - 1321 (代)

内線 2679, 2683